

障がいのある方への意思決定支援について（概要）

1 経過

令和4年12月18日、江差町の社会福祉法人「あすなる福祉会」が運営するグループホームに入居する、知的障がいのあるカップルが結婚や同居を希望する場合、避妊処置を条件化し、8組16人が応じていたという報道がなされる。

道では、直ちに法人理事等への聴き取りを実施。同年12月26日から障害者総合支援法に基づく監査を開始。当事者、関係者等への聴き取りや、相談記録などの書類の確認を行った。

結果、避妊処置の強制など利用者の意思・人格の尊重に反する事実は確認されなかったが、利用者の意思決定支援への十分な配慮や、そうした相談対応に関する記録がないなど、改善が必要な事項が認められたことから、令和5年6月21日付けで法人に文書指導を行った。

指導事項

常に利用者の心身の状況等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うことができるよう、結婚や同居など利用者が日常生活や社会生活を営む上で重要な場面においては、利用者の意思決定支援への十分な配慮を行うとともに、相談対応の経過や利用者の心身の状況について適切に記録すること。また、意思決定支援を行うための体制整備や研修などを実施し、地域における関係機関との緊密な連携を図りつつ、利用者の意向に応じたサービスが提供できるよう、より一層務めること。

2 意見交換会の開催について

厚生労働省から令和5年1月20日付け通知「障害福祉サービス事業者における障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について」が発出されたことを受け、振興局では市町村及び関係事業所を参集し、当該通知の周知のほか、管内状況の把握及び課題解決に資するため、管内関係者を集め意見交換会を実施した。

	南檜山地区		北檜山地区
5/10	参加者合計 17名（行政機関のみ参集） 5町8名、児相2名、振興局7名	5/12	参加者合計 11名（行政機関のみ参集） 2町3名、振興局8名
6/21	参加者合計 18名（事業所対象） 事業所5名、コーディネーター2名 町職員4名、振興局7名	6/29	参加者合計 16名（事業所対象） 事業所4名、コーディネーター2名 町職員2名、振興局8名

* 相談支援事業所3事業所（対象4事業所）、居宅介護事業所11事業所（対象11事業所）

* あすなる相談支援事業所へは未実施。不参加の事業所からは、訪問、電話で確認している。

3 意見・要望

上記の意見交換会により、各関係者から次のような意見や要望があった。

市町村	相談支援事業所	居宅介護事業所
<ul style="list-style-type: none">障がい児（者）の問題を解決するには、子育て支援として、全体を見なければ、本当の解決にならない色々な基準が示されるが、檜山管内（田舎）では対応が難しいと思う学校の段階で性教育を指導することはできないものか	<ul style="list-style-type: none">意思決定支援の立ち会いの際、関わる上でのポイントを知りたい有事の際は、行政から実働部隊の派遣をしてもらいたい	<ul style="list-style-type: none">GHで子育てが出来るように法改正をする処遇、助成金、給付金を増やして欲しい子育て支援の研修があればよい